

事務事業名	町民税(個人・法人)賦課事務		所属部門	税務課 町民税係
町長公約				公約達成年次
簡易シートを選択した理由	<input type="checkbox"/> 予算を伴わない事業	<input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金だけの事業	<input type="checkbox"/> 法定受託事務	
	<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業	<input checked="" type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

- ・地方自治体が行政活動を行う上で、自主財源の確保のため昭和25年地方税法が制定された。その後毎年政府が定めた「税制改革の大綱」により改正が行われており、課税事務が複雑化している。
- ・(財)地方税電子化協議会が運営するeLTAXによる電子申告の利用により、今まで紙媒体であった個人住民税の給与支払報告書や、法人町民税の申告が、電子データによる申告ができるようになったが、未だに紙媒体での申告も多い。
- ・毎年2月1日から3月15日の期間に所得税の確定申告の申告相談業務を行っている。e-TAXによる電子申告をする人も増えてはいるが、申告相談を受ける人も多く時間帯によっては混雑する場合がある。
- ・住民税賦課のための事務が2月～6月に集中していることに加え、給与特別徴収者の異動や、3月決算企業の法人町民税の確定申告、軽自動車税の賦課、町税条例の改正等も重なるため、時間外勤務が非常に多くなる。

〔2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法〕

- ・税制改正への対応については、地方税の書籍や専門書等から情報の収集に努め、税制度の研修会等に積極的に参加し知識を深めることで、適正な賦課業務を行う。
- ・確定申告受付システムを活用することにより、確定申告書の計算誤りを軽減し、待ち時間の短縮につなげる。システム受付者については住民税賦課のための入力省力化でき、入力誤りの低減につながっている。
- ・eLTAXによる給与支払報告書提出を勧奨するとともに、国税連携の有効活用を実施。
- ・毎年度実施される税制改正の内容を広く周知し、納税義務者の不安や疑問の解消に努める。
- ・繁忙期の業務については、マニュアル等の活用により、合理的な業務の推進に努めるとともに、業務の手法を再検討し、RPA等の活用を含めた先進技術の導入も検討する。

		内訳	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
事業費	投入量	国・道支出金	円	28,982,454	29,134,666	28,500,000	28,500,000	28,500,000	28,500,000
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円	288,778	353,158	442,000	442,000	442,000	442,000
		一般財源	円	-13,439,590	-13,699,910	-19,272,000	-19,272,000	-19,272,000	-19,272,000
		事業費計(A)	円	15,831,642	15,787,914	9,670,000	9,670,000	9,670,000	9,670,000
人件費	投入量	正職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
		人工数(業務量)	人工	3,7717	3,4838				
		人件費計(B)	円	29,342,185	27,166,505				
		トータルコスト(A+B)	円	45,173,827	42,954,419				

2019年度（2018年度実績）事務事業マネジメントシート(簡易)

総合計画
施策番号 5-2-2

事務事業名	軽自動車税賦課事務		所属部門	税務課 町民税係
町長公約				公約達成年次
簡易シートを選択した理由	<input type="checkbox"/> 予算を伴わない事業	<input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金のみ	<input type="checkbox"/> 法定受託事務	
	<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業	<input checked="" type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

軽自動車税の課税台数は増加傾向にあるが、平成28年度に税率改正が実施され、更に平成31年10月の消費税10%への引き上げ予定と軽自動車の取得・維持の環境は厳しさを増していくが、今後も増加傾向が続くと予想される。
なお、消費税10%への引き上げ時に合わせて、取得税(道税)の廃止と環境性能割(町税)の導入が予定されている。

〔2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法〕

- ・所有者が死亡した場合などにおける名義変更の指導を実施する。
- ・転出者の住所変更の指導を行う。
- ・税制改正の周知を行っていく。

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
投入量	事業費	国・道支出金	円						
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円		100	1,000	1,000	1,000	1,000
		一般財源	円	442,011	468,132	467,000	467,000	467,000	467,000
		事業費計(A)	円	442,011	468,232	468,000	468,000	468,000	468,000
人件費	正職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3	
	人工数(業務量)	人工	0.3198	0.2406					
	人件費計(B)	円	2,487,905	1,876,187					
	トータルコスト(A+B)	円	2,929,916	2,344,419					

2019年度（2018年度実績）事務事業マネジメントシート(簡易)

総合計画
施策番号 5-2-2

事務事業名	諸税(たばこ税・入湯税)賦課事務	所属部門	税務課 町民税係
町長公約			公約達成年次
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金だけの事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者又は卸販売業者がたばこを小売販売業者に売り渡す場合において、課税される税金で、その実質上の担税者は、たばこの消費者である。
 入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税する税金で、その実質上の担税者は入湯客である。

〔2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法〕

たばこ税については、平成28年度から3年間で紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられたことにより、手持ち品課税の事務処理が新たに発生しているが、平成30年度税制改正で10月から一般的な紙巻きたばこ加熱式たばこの税率が段階的に引き上げられることとなっているため、手持ち品課税の事務処理は継続する。
 入湯税については、該当する鉱泉浴場2施設は、公衆浴場の指定を受けており、日帰り入浴については課税免除、そのうち宿泊を実施していた1施設についても、平成23年10月より宿泊棟休業となったため、現在は納税義務のある施設がない。

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
事業費	国・道支出金	円						
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円						
	一般財源	円	0	0	0	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0	0	0	0
人件費	正職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
	人工数(業務量)	人工	0.0195	0.0087				
	人件費計(B)	円	151,702	67,842				
	トータルコスト(A+B)	円	151,702	67,842				